

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和5年10月～12月契約分）

※令和6年3月22日、47番～48番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	多言語による緊急情報提供システム改修事業（API連携）	コニカミノルタ株式会社	R5. 11. 27	1, 111, 000	本システムは「RPAを活用した多言語による緊急情報の提供体制構築事業」を受託したコニカミノルタ株式会社が構築を行い、システムに関する技術情報を有している。システム改修を行うためには、本システムの構造全体を熟知し、運用全体を全て把握している必要があることから、コニカミノルタ株式会社以外に本業務を実施できる業者はない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）
2	令和5年度 浜松市役所本庁舎駐車場交通誘導警備業務その2	タイムズサービス株式会社 業務推進本部	R5. 10. 6	7, 496, 500	業務遂行に必要な本庁舎駐車場の精算機等機器の操作、満空管理設定、出入口ゲートの開閉作業が、現在本庁舎駐車場を運営（貸付契約により）しているタイムズ24株式会社のグループ会社で警備業の認定を有するタイムズサービス株式会社しかできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 （電話：053-457-2278）
3	住民基本台帳ネットワークシステム統合端末設置業務	非公表	R5. 11. 24	2, 377, 650	住民基本台帳ネットワークシステムおよび統合端末の運用保守を契約相手に委託しているため、設置業務を他社に委託することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 戸籍住基担当 （電話：053-457-2834）
4	（一括）ファクシミリの庁内ネットワーク回線への接続業務	富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社	R5. 11. 24	7, 035, 600	当該業務で使用しているファクシミリは富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社製であり、庁内間で送受信するために独自の設定を施しており、接続回線変更の設定は同社でしか行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 戸籍住基担当 （電話：053-457-2834）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
5	施設予約システム及びリモート開錠システム(令和5年度追加)保守運用業務	NTTビジネスソリューションズ株式会社 静岡ビジネス営業部	R5.11.28	7,113,590	学校開放事業スマート化については、施設予約システムの保守運用だけでなく、学校開放事業の課題解決を図る必要があることから、事業の継続性を考慮し、実証及び現在の導入を受注している業者へ発注するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話:053-457-2421)
6	令和5年度浜松市人権啓発絵本企画編集・印刷製本業務委託	中部印刷株式会社	R5.11.7	1,874,400	絵本企画編集業務は、ストーリーや作画など独創性、芸術性が求められることから、指名型プロポーザル方式によって参加者の独創性等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (人権啓発センター) (電話:053-457-2031)
7	令和5年度浜松市新生活保護システム保守業務委託	富士通Japan株式会社 静岡公共ビジネス部	R5.10.1	5,531,900	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性、信頼性を維持するには、指名業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話:053-457-2032)
8	令和5年度浜松市生活保護システム被保護者調査対応改修業務委託	富士通Japan株式会社 静岡公共ビジネス部	R5.12.1	4,620,000	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性、信頼性を維持するには、指名業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話:053-457-2032)
9	「障害者バス・タクシー助成券」システム改修業務委託	富士通Japan株式会社 静岡公共ビジネス部	R5.11.20	6,006,000	現在運用している障害者福祉システム(MCWEL)内の「障害者バス・タクシー助成券」システムの仕様変更を行う改修業務であり、当該システム開発者である富士通Japan株式会社が行わなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、ソフトの著作権の排他的権利を有する同社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話:053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
10	浜松市行政区再編に伴う国保連合会資格情報等設定変更に係る業務委託	静岡県国民健康保険団体連合会	R5. 11. 15	2,477,244	静岡県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第45条第5項の規定により、診療報酬の支払いに関する事務を委託できる団体であり、国保資格情報を有し、都道府県単位で資格取得・喪失年月日情報等に係る事務を一元的に共同電算処理し、市町村間における情報連携等の事務処理を行うことができる唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2888)
11	国民健康保険システム改修業務委託 (産前産後減額対応)	日本電気株式会社 浜松支店	R5. 12. 21	25,833,500	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステム改修ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 国保年金課 (電話：053-457-2888)
12	新病院整備事業医療機器等移設業務委託(その2)	株式会社八神製作所	R5. 10. 12	4,262,500	移設にあたり、機器の調整等、高度な専門性が求められ、移設機器の保守等を実施している事業者が発注する必要があるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	健康福祉部病院管理課 (電話：053-451-2707)
13	新病院整備事業医療機器等移設業務委託(その3)	中北薬品株式会社	R5. 10. 19	8,472,750	移設にあたり、機器の調整等、高度な専門性が求められ、移設機器の保守等を実施している事業者が発注する必要があるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	健康福祉部病院管理課 (電話：053-451-2707)
14	新病院整備事業医療機器等移設業務委託(その4)	有限会社コーヨーメディカル	R5. 10. 24	1,055,780	移設にあたり、機器の調整等、高度な専門性が求められ、移設機器の保守等を実施している事業者が発注する必要があるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	健康福祉部病院管理課 (電話：053-451-2707)
15	新病院整備事業医療機器等移設業務委託(その5)	コニカミノルタ株式会社	R5. 11. 29	14,883,000	移設にあたり、機器の調整等、高度な専門性が求められ、移設機器の保守等を実施している事業者が発注する必要があるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	健康福祉部病院管理課 (電話：053-451-2707)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
16	新病院整備事業医療機器等移設業務委託(その6)	富士フィルムヘルスケアシステムズ株式会社	R5.10.24	4,125,000	移設にあたり、機器の調整等、高度な専門性が求められ、移設機器の保守等を実施している事業者が発注する必要があるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	健康福祉部病院管理課 (電話:053-451-2707)
17	新病院整備事業医療機器等移設業務委託(その7)	株式会社マツイ	R5.11.8	16,778,300	移設にあたり、機器の調整等、高度な専門性が求められ、移設機器の保守等を実施している事業者が発注する必要があるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	健康福祉部病院管理課 (電話:053-451-2707)
18	新病院整備事業医療機器等移設業務委託(その8)	株式会社マストレメディカル	R5.10.19	5,788,189	移設にあたり、機器の調整等、高度な専門性が求められ、移設機器の保守等を実施している事業者が発注する必要があるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	健康福祉部病院管理課 (電話:053-451-2707)
19	新病院整備事業医療機器等移設業務委託(その13)	協和医科器械株式会社	R5.12.14	1,760,000	移設にあたり、機器の調整等、高度な専門性が求められ、移設機器の保守等を実施している事業者が発注する必要があるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	健康福祉部病院管理課 (電話:053-451-2707)
20	令和5年度 浜松市夜間・休日救急医療業務(下半期)	一般社団法人 浜松市浜北医師会	R5.10.1	6,043,789	当該委託業務は医療行為の提供であり、医師免許を持った医師のみが受託可能である。また定められた診療報酬により実施するため、業務の性質上、競争入札には適さない。さらに、救急医療は速やかに近隣の医療機関に受診できる体制が必要であり、浜北区内で救急医療可能な医療機関を統括している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名健康づくりセンター (電話:053-585-1171)
21	令和5年度 浜松市予防接種等業務(下半期)	一般社団法人 浜松市浜北医師会	R5.10.1	183,748,417	予防接種業務は医療行為であり、医師免許を持った医師のみが受託可能である。また定められた接種費用により実施するため、業務の性質上、競争入札には適さない。予防接種実施可能な区内の医療機関を統括している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名健康づくりセンター (電話:053-585-1171)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
22	子育て世帯に対するフードパントリー業務委託(後期)	・NPO法人サステナブルネットワーク ・一般社団法人みらいTALK	R5.10.24	6,000,000	NPO法人等の市民団体から企画提案書を募った後、評価委員会にて、効果的な提案があった事業者2者を選定し、随意契約により契約したもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	子ども家庭部子育て支援課 (電話:053-457-2792)
23	企業雑がみ回収実証事業(参加企業調整)	一般社団法人HOTプロジェクト	R5.12.25	2,282,060	本事業は、R7.3月までの実証事業として企業を通じた雑がみ回収を行うための、参加企業調整や雑がみ回収時における課題抽出などを行っていくものである。特命事業者(以下:同者)は、既に昨年度市内企業11者と連携して、同様事業を実施していたことから、企業間調整、回収連絡のシステム・スキームなどが構築されている。また、同者は仕様に課している、R6.3月までに30者以上の参加企業調整も可能との回答を得ており、契約後の企業間連携など本業務を着実に遂行できる。本事業は同者の構築した回収スキームを活かすことを主体としており、契約相手方以外以外に代替業者がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部ごみ減量推進課 (電話:053-453-6192)
24	第2期浜松市西部清掃工場運営・維持管理等業務	JFE環境テクノロジー株式会社	R5.10.6	14,135,000,000	指名業者は、DBO事業として実施している(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業において、現西部清掃工場の運営・維持管理業務を特別目的会社の構成企業の一つとして担っている事業者であり、現工場のプラント設備等の状況を把握しており、適正に施設の運営・維持管理業務を遂行できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 (電話:053-453-6196)
25	浜松市営小型自動車競走山陽小型自動車競走場借上ミッドナイト開催実施業務	一般財団法人西日本小型自動車競走会	R5.12.1	19,733,120	一般財団法人西日本小型自動車競走会は、山陽小型自動車競走場でオートレースを実施するために設立された団体であり、小型自動車競走法(以下、法という。)第42条第一項により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。山陽小野田市と契約を締結し、山陽小型自動車競走場施設及び備品等の使用許可を受け、自前の資機材を持ち込み競走実施事務業務を行っていることから、当該団体と契約しなければ、当市が山陽小型自動車競走場を借り上げてミッドナイトレースを開催することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (電話:053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
26	「徳川家康ゆかりの地 出世の街 浜松」誘客宣伝に係るWEB広告発信業務	株式会社ジェイアール東日本企画	R5. 10. 6	9,999,990	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2295)
27	3地区ロケ地コラボ施策コンテンツ作成業務	TOHOマーケティング株式会社	R5. 10. 13	2,200,000	本業務は映画『ゴジラ-1.0』の著作権等一切の権利を有する東宝株式会社の協力によって、作品公開期間中に行うプロモーション施策である。東宝のプロモーションを担当する唯一の事業者であるTOHOマーケティング株式会社に以外に実施方法がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課フィルムコミッション推進室 (電話：053-457-2295)
28	令和5年度 かんがい排水整備市単独事業 農業用ため池定期点検業務	静岡県土地改良事業団体連合会	R5. 10. 3	2,156,000	本業務で実施する監視パトロールの結果を公平、中立に判断し、適切な指導助言を行えるのは、農業農村整備事業に関する各種の調査、計画、設計、点検、機能診断等の専門的知識を有する同法人のみであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地整備課 (電話：053-457-2312)
29	令和5年度 カモシカ個体数調整実施事業【春野地域】	静岡県西部猟友会 春野分会	R5. 11. 16	1,600,000	この業務の遂行には、狩猟免許の所持者が複数人必要であり、当条件に適合する団体は猟友会のみである。さらに、誤射等の事故を防ぎ、安全かつ確実に業務を遂行するため、対象地の山岳地形等に精通した地元猟友会を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 (電話：053-457-2159)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
30	令和5年度浜松市食肉地方卸売市場と畜場清掃・廃棄物処理業務委託	静岡県経済農業協同組合連合会	R5.10.30	6,351,400	<p>(1)と畜場清掃業務について と畜解体作業場は高度な衛生状況を保つため、作業者の責務として行われる毎日の施設・設備の洗浄後に、より徹底した清掃が必要である。また、と畜解体は特殊な機械設備を使用する業務であり、汚れや油脂が付着しやすい機械内部まで清掃する必要があるため、清掃作業者はと畜場の機械設備を熟知していなければならない。また、獣畜運搬車の洗車場やプラットホームなどは獣畜の糞尿による汚れが避けられない。これによる衛生上の問題に加え、特に近隣住民への臭気による苦情を避けるため、解体作業中あるいは作業後ただちに清掃しておく必要がある。</p> <p>(2)廃棄物処理業務について 廃棄物処理業務は、食肉検査により廃棄された豚・牛の内臓や、牛の頭部などの特定部位を廃棄物室に集めて整理し、また、牛の胃内容物を脱水機にかけた後、コンテナに収納する。これら1日約2トンの廃棄物をそれぞれの種類に分けて整理収納する業務を、と畜解体作業と連動し並行して行う必要がある。</p> <p>以上(1)と畜場清掃業務及び(2)廃棄物処理業務について、いずれもと畜場設備を熟知し、と畜場におけるHACCPによる衛生管理について知識と経験を有し、現状を踏まえた的確な作業が可能と畜解体業者が、と畜解体作業と一連の業務により管理することが最も効率的である。</p> <p>(3)業務の継続について 当と畜場は浜松市食肉地方卸売市場廃止計画に基づき令和8年12月に業務を終了するが、新設される静岡県食肉センターに引き継ぐまでと畜業務を継続していかねばならない。と畜業務は畜産業の根幹をなすものであり、その継続が急遽不能となれば各方面で多大な影響を及ぼすこととなる。</p> <p>当業務委託について一者特命で年間契約を締結していたと畜解体業者有限会社浜松ミートから本年10月末で廃業する旨の申し入れがあり、急遽、当食肉市場の荷受・卸売業務を行っている静岡県経済農業協同組合連合会がと畜解体業務を引き継ぐこととなった。静岡県経済農業協同組合連合会のと畜解体に係る従業員は前業者の従業員が引き続き従事する。これにより、と畜解体業務に付随する当業務委託も当業者に年度末までの業務を委託することで、そのまま滞りなく業務を継続して行うことが可能である。</p> <p>上記理由により、当業務委託を継続執行可能な唯一の業者であるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部食肉地方卸売市場 (電話：053-461-7555)
31	令和5年度道の駅情報端末更新業務	株式会社バスコ静岡支店	R5.11.22	3,630,000	<p>機器の更新にあたっては、システムのプログラムを改修する必要があるが、プログラムには開発者の知的財産権が含まれ、改修は開発者に限定されるため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路企画課 (電話：053-457-2427)
32	令和5年度河川改良単独事業河川点検効率化業務	株式会社フジヤマ	R5.11.13	8,690,000	<p>本業務では浜松市の土木施設情報を集約している、浜松市道路施設情報システム(以下「本システム」という)を更新し、河川点検の効率化を目的とする。</p> <p>本システムは株式会社フジヤマが開発したシステムであり、知的財産権は株式会社フジヤマに留保されており、本業務においてシステム更新を実施するためには、株式会社フジヤマでなければ更新を行うことができないため。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話：053-457-2451)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
33	令和5年度市単独土木施設災害復旧事業(国)152号交通管理業務(秋葉TN北)	有限会社静岡ガード	R5.10.31	110,728,200	6/2台風に伴う国道152号線の通行規制に伴い、国道152号迂回路誘導等の突発的な交通誘導に迅速に対応するために、天竜土木管内で同種業務(R5(一)大輪天竜線外交通管理業務)の実績があり、現場に精通している業者を選定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	土木部天竜土木整備事務所 (電話:053-926-1561)
34	浜松市放課後児童会保護者負担金徴収管理システム導入業務	NTTファイナンス株式会社	R5.12.1	1,375,000	公募型プロポーザルにより企画提案書を審査・検討し、採択された事業提案者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話:053-457-2401)
35	放課後児童会保護者負担金Web口座振替受付サービス開設業務委託	ヤマトシステム開発株式会社 ソリューション事業本部 ビジネスソリューション部	R5.10.3	3,652,000	本口座振替受付サイトは指名業者が著作権を有しており、サイトの改修及びデータの還元等は当該権利を有する業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話:053-457-2401)
36	令和5年度浜松市役所仕事研究ガイド(仮称)作成業務	中部印刷株式会社	R5.10.20	1,870,000	学生等に強く訴求する内容とするための高度な創造性が求められる業務であることから、指名型プロポーザル方式によって指名業者を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人事委員会事務局 (電話:053-457-2201)
37	令和5年度インターネット地図情報配信サービス下水道管網図公開マップ追加業務	株式会社 浜名湖国際頭脳センター	R5.12.26	1,624,700	インターネット上の「浜松市地図情報サイト」は、株式会社浜名湖国際頭脳センターが開発し管理保守するサイトであるため、排他的権利を有している。したがって本サイトに新たな情報を追加する際、掲載データの作成やシステム自体の改修が他社ではできないことから、本業務は株式会社浜名湖国際頭脳センター以外の業者では目的を達成できない。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話:053-474-7812)
38	令和5年度 大原・常光浄水場計装機器(水位計・流量計)点検業務	東京計器株式会社 名古屋営業所	R5.11.14	1,661,000	保守における運用の安全性、信頼性を維持するためには、製造業者及び開発・製造業者が指定する者以外ではできないため	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話:053-436-1307)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
39	令和6年度はままつ子育てガイド発行業務	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークぴっぴ	R5. 12. 20	1,869,000	ガイドは浜松市子育て情報サイトのアクセス状況等を分析し、子育て世帯等が求めている情報を抜粋・活用して作成している。作成にあたっては、年度当初の行政情報改定に合わせてスピーディーな編集作業が求められる。このため、本業務に際しては、必要な情報を有している「浜松市子育て情報サイト」受託者である指名業者以外、効果的に事業を実施するところはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
40	中区区民生活課レイアウト変更端末対応業務	非公表	R5. 11. 1	1,479,500	当該委託作業の対象端末で使用しているシステムは、契約相手が著作権等を保有しているソフトウェアを使用して構築しているため、本作業は契約相手しか行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区区民生活課 (電話：053-457-2121)
41	中区区民生活課窓口受付システム移設設置業務	長田広告株式会社	R5. 10. 30	1,639,000	中区区民生活課窓口受付システムの所有者は長田広告株式会社であり、運用保守も同社に委託しているため、移設設置業務を他社に委託することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区区民生活課 (電話：053-457-2121)
42	番号呼出及び広告表示モニター移設設置業務	長田広告株式会社	R5. 12. 7	1,122,000	番号呼出及び広告表示モニターの所有者は長田広告株式会社であり、運用保守も同社に委託しているため、移設設置業務を他社に委託することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区区民生活課 (電話：053-457-2121)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
43	浜松市子育て支援ひろば事業	<ul style="list-style-type: none"> ・合同会社 MiMoチルコロ ・社会福祉法人 聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人 天竜厚生会 ・特定非営利活動法人 はままつ子育てネット ワークびっぴ ・社会福祉法人 遠淡海会 ・一般社団法人 ここみ ・社会福祉法人 明康会 ・社会福祉法人 いずみ会 ・社会福祉法人 和光会 ・社会福祉法人 みんなの森福祉会 ・社会福祉法人 瑞陵会 ・社会福祉法人 若葉会 ・社会福祉法人 ひかりの園 ・社会福祉法人 はなぞの会 ・特定非営利活動法人 ころころねっと浜松 ・社会福祉法人 七恵会 ・学校法人 興福寺学園 ・学校法人 梅華学園 ・株式会社 さなるののうち 	R5.12.1	713,811,000	本事業は、市内25か所の子育て支援ひろば開設に対して、専門的な知識、経験、体制を必要とする業務であることから、参加者から企画提案を募り、評価委員会にて評価・採点した結果、本業務の履行に適した事業者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
44	令和5年度コアら(職員総合システム)運用改善対応	富士通Japan株式会社	R5.10.30	7,147,800	当該業務については、コアら(職員総合システム)の著作権を有する富士通Japan株式会社以外では業務を遂行できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2722)
45	浜松市スポーツ・文化施設予約システム改修業務(区再編対応)	富士通Japan株式会社 静岡公共ビジネス部	R5.10.11	1,412,400	本業務は富士通Japan株式会社が著作権を有するASPサービスの改修業務であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 (電話：053-457-2724)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課(施設)
46	浜松市電力・ガス・食品等 価格高騰重点支援給付金(7 万円)対象者データ抽出業務	日本電気株式会社 浜松 支店	R5.12.13	10,331,750	対象者の抽出にあたっては、基準日における住民基本台帳データ及び市民税課税 データを活用する必要があり、これらのシステムは日本電気株式会社が開発・構築 し、著作権を保有するパッケージシステムである。そのため、対象者データ抽出作 業を迅速、かつ、確実に行うことができるのは、システムを開発・構築して内容を 熟知しており、著作権を保有している同業者だけであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2321)
47	ダンス教育&エンタテインメ ントによる地方創生に関する 連携事業業務	株式会社ヘッドライン	R5.11.1	9,688,932	本事業は、株式会社LDH JAPANに所属するアーティスト等を招聘したイベントを開 催するものであるが、「ダンス教育&エンタテインメントによる地方創生に関する 連携協定」を締結する本市との連携事業については、同社が指定する事業者である 株式会社ヘッドラインを通じて実施する必要があり、他に代わる者がないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部観光・シティプロモ ーション課 (電話：053-457-2295)
48	浜松市への誘客を目的とした 冬イベント運営実施業務	株式会社エイエイピー 浜松支店	R5.11.21	25,601,400	本業務は、イベントの規模や特性から、イベントの情報公開前においては、その 性質上内容を秘密にする必要があることから競争入札を行うことが困難であり、特 定事業者との随意契約(一者特命)による受託者選定を行う。また、業務遂行の確 実性を担保するため、今年度中に大河ドラマキャストの出演を伴う同等以上の規模 のイベント業務を受注した実績を有し、2週にわたる会場設営および管理が可能な 事業者を選定する必要がある。イベント運営および全体統括に専門性を有し、キャ スト招聘を行う株式会社NHKエンタープライズとキャスト出演に伴う連携および調 整が可能かつ上記条件を満たすのは、株式会社エイエイピーのみであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部観光・シティプロモ ーション課 (電話：053-457-2295)